

白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子に対するパブリックコメント

令和 6 年 11 月

白馬村 税務課

趣 旨

白馬村観光地経営計画（平成 28 年 3 月）では、白馬村観光の目標像を「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残す マウンテンリゾート・Hakuba」と定め、実施すべき施策・プロジェクトなどを示すとともに、これらを着実に推進するための体制を構築すること、観光振興のための財源の確保を図ることが示されています。

この計画に基づき、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会を設置し、平成 30 年度には財源のあり方について、令和 5 年度には持続的かつ安定的な観光振興財源の確保について、それぞれ検討し、その結果が村長へ報告されました。

さらに、令和 6 年 5 月には具体的な税制度を検討するため宿泊税検討部会を設置し、そこでの検討内容が同年 10 月 25 日に村長へ提出されました。

本村では、その内容と先に公表された長野県観光振興税（仮称）の骨子を踏まえ、村の税制度の主要項目をまとめた白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子を作成しました。

白馬村パブリックコメント手続に関する指針（令和 2 年 4 月 1 日）に基づき、これを村民及び村内事業所の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

実施要領

1. 公表資料

白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子

2. 閲覧場所

白馬村行政公式ホームページ

白馬村役場税務課

3. 募集期間

令和 6 年 11 月 11 日（月曜日）から 12 月 10 日（火曜日）までの 30 日間

4. 意見を提出できる方

村内に住所を有する者

村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他の団体

村内に存する事務所又は事業所に勤務する者

村内の学校に在学する者

5. 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 窓口持参 白馬村役場税務課へ直接提出
- ・ 郵送 〒399-9301 白馬村大字北城 7025 番地 白馬村役場税務課 宛
- ・ ファックス 0261-72-7001 白馬村役場税務課 宛
- ・ 電子メール zeimu@vill.hakuba.lg.jp（メールの件名には「白馬村観光振興税（仮称）制度の骨子に対する意見」と明記してください）

留意事項

- ・ 意見の提出にあたっては、住所、氏名、電話番号を明記してください（匿名の意見は承れません）
- ・ 意見記録の正確性を期すため、電話や口頭による意見は承れません

6. 意見用紙

上記 2. 閲覧場所で配布する「意見用紙」を用いてください。

7. 意見の取扱い及び公表

- ・ 提出された意見については、その内容を取りまとめ、村の考えを添えて白馬村行政公式ホームページで公表します
- ・ 提出された意見への個別の回答はいたしません

8. 参考資料

白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書 (平成 31 年 4 月)	令和 5 年度白馬村観光振興のための財源確保検討委員会報告書 (令和 6 年 3 月)	宿泊税検討部会（令和 6 年度）
		

問い合わせ

白馬村役場税務課

〒399-9301 白馬村大字北城 7025 番地

TEL 0261-85-0712 ファックス 0261-72-7001

電子メール zeimu@vill.hakuba.lg.jp